

# アメリカの2017年女性、平和及び安全保障法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子  
主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

## 目次

はじめに

### I 国連安全保障理事会決議

- 1 8つの国連安全保障理事会決議
- 2 国連安全保障理事会決議第1889号—決議1325の実施状況を測る指標の設定—

### II 2017年法の制定

- 1 法制化の経緯
- 2 2017年法の概要

おわりに

翻訳：2017年女性、平和及び安全保障法

キーワード：女性、平和、安全保障、アメリカ、国連、安全保障理事会、決議第1325号

## 要 旨

2000年10月31日に、国際連合の安全保障理事会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第1325号を採択した。決議では、紛争等でとりわけ不利な影響を受けるのは圧倒的に女性と子供であることから、紛争予防や解決、平和構築の各段階と、平和と安全の維持、促進のあらゆる取組における女性の平等な参加が重要であり、これらの意思決定における女性の役割を拡大する必要性が強調されている。

アメリカでは、2017年10月6日、同決議を具体化する「2017年女性、平和及び安全保障法」が、最初の法案提出からおおよそ5年をかけて成立した。本稿では、同決議及びそれ以降に採択された女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会の決議の概要、「2017年女性、平和及び安全保障法」成立の経緯及び概要を紹介し、併せて同法の全文を訳出する。

## はじめに

2018年10月5日、ノルウェー・ノーベル賞委員会（Norwegian Nobel Committee）は、2018年のノーベル平和賞（Nobel Peace Prize）を、紛争が続くコンゴ民主共和国で被害女性の治療と支援に取り組む医師ドニ・ムクウェゲ（Denis Mukwege）氏とイラクの少数派ヤジディー（Yazidi）教徒の権利擁護を訴えてきた活動家のナディア・ムラド（Nadia Murad）氏に授与すると発表した。戦争や武力紛争下における性暴力の根絶に尽力している両氏の受賞は、「性暴力を戦略並びに安全保障上の対応を必要とする世界平和及び安全保障の問題と認識する」とした、2008年の国際連合の安全保障理事会決議第1820号の採択から10年の節目に当たる。

この決議第1820号の基となったのが、2000年10月31日に採択された女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第1325号<sup>(1)</sup>（以下「決議1325」）である。決議1325は、女性と平和、安全保障を関連付けた初の安全保障理事会決議とされている<sup>(2)</sup>。紛争等でとりわけ不利な影響を受けるのは圧倒的に女性と子供であることから、紛争予防や解決、平和構築の各段階と、平和と安全の維持、促進のあらゆる取組における女性の平等な参加が重要であり、これらの意思決定における女性の役割を拡大する必要性を強調している。また、加盟各国に対しては、具体的な行動計画の策定を求めている。

決議1325に対応して、2018年9月現在、我が国を含む76の加盟各国<sup>(3)</sup>で行動計画が策定されている<sup>(4)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年10月22日である。

(1) U.N. Doc., S/RES/1325(2000). <<http://unscr.com/en/resolutions/doc/1325>>; 和訳は、「安全保障理事会決議1325(2000)」国連広報センターウェブサイト <[http://www.unic.or.jp/files/s\\_res\\_1325.pdf](http://www.unic.or.jp/files/s_res_1325.pdf)>

(2) 外務省「女性・平和・安全保障（WPS）に関する安保理決議と「行動計画」」2014.6. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023403.pdf>>

(3) “Members States: National Action Plan for the Implementation of UNSCR 1325 on Women, Peace and Security” Peace Women website <<https://www.peacewomen.org/member-states>>

(4) 日本における行動計画は、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101797.pdf>>

アメリカでは、2017年10月6日、決議1325を具体化する「2017年女性、平和及び安全保障法」(Women, Peace, and Security Act of 2017, P.L.115-68)<sup>(5)</sup> (以下「2017年法」)が、最初の法案提出からおよそ5年をかけて成立した。

本稿では、決議1325及びそれ以降に採択された女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会の決議の概要、2017年法成立の経緯及び概要を紹介し、併せて2017年法の全文を訳出する。

## I 国連安全保障理事会決議

### 1 8つの国連安全保障理事会決議

安全保障理事会は、2000年10月31日に決議1325を採択して以降、同決議に加え女性・平和・安全保障に関する7つの決議<sup>(6)</sup>を採択している。これらの決議は、平和構築及び紛争予防における女性のリーダーシップに関する決議と紛争に関連する性暴力の予防及び対応に関する決議に大別されている。各決議の概要は表1、表2のとおりである。

表1 平和構築及び紛争予防における女性のリーダーシップに関する決議

年 決議	概要
2000年 第1325号	和平交渉、人道支援計画策定、平和維持活動、紛争後の平和構築及び統治に女性の参加及びジェンダーの視点を含めることの重要性を確認する。
2009年 第1889号	決議1325の実施の強化及び監視のための指標の確立を強調する。事務総長に対し、平和構築における女性の参加及び受入れに関する報告書の安全保障理事会への提出を要請する。
2013年 第2122号	決議1325のアジェンダの実施において持続するギャップを明らかにする。ジェンダーの平等及び女性のエンパワーメントを、国際的な平和及び安全保障にとって最重要のものとして位置付ける。女性及び女兒への、紛争下の全ての暴力の差別的影響を認識する。安全保障理事会の業務において横断的に、決議1325が一貫性をもって適用されることを要請する。
2015年 第2242号	専門家グループを設置する。財政及び機構改革を含む実施において、持続する障害を明らかにする。決議1325、テロリズム防止、及び暴力的過激主義防止のより大きな統合に重点的に取り組む。決議1325に関する安全保障理事会の改善された業務手法を要請する。

(出典) "Security Council Resolutions: Women, Peace and Security," UN WOMEN website <<http://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2017/wps-resolutions-poster-en.pdf?la=en&vs=4004>> を基に筆者作成。

表2 紛争に関連する性暴力の予防及び対応に関する決議

年 決議	概要
2008年 第1820号	性暴力を戦略並びに安全保障上の対応を必要とする世界平和及び安全保障の問題と認識する。
2009年 第1888号	安全保障理事会の特別代表並びに法準則及び性暴力の専門家のチームを設立することにより、紛争下の性暴力の終結に向けた努力を強化する。
2010年 第1960号	紛争下の性暴力に関する監視及び報告のメカニズムを確立する。
2013年 第2106号	紛争下の性暴力の加害者の責任追及に重点的に取り組む。

(出典) "Security Council Resolutions: Women, Peace and Security," UN WOMEN website <<http://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2017/wps-resolutions-poster-en.pdf?la=en&vs=4004>> を基に筆者作成。

(5) Women, Peace, and Security Act of 2017. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ68/PLAW-115publ68.pdf>>

(6) U.N. Doc., S/RES/1820(2008). <<http://unscr.com/en/resolutions/doc/1820>>; U.N. Doc., S/RES/1888(2009). <<http://unscr.com/en/resolutions/doc/1888>>; U.N. Doc., S/RES/1889(2009). <<http://unscr.com/en/resolutions/doc/1889>>; U.N. Doc., S/RES/1960(2010). <<http://unscr.com/en/resolutions/doc/1960>>; U.N. Doc., S/RES/2106(2013). <<http://unscr.com/en/resolutions/doc/2106>>; U.N. Doc., S/RES/2122(2013). <<http://unscr.com/en/resolutions/doc/2122>>; U.N. Doc., S/RES/2242(2015). <<http://unscr.com/en/resolutions/doc/2242>>

## 2 国連安全保障理事会決議第 1889 号—決議 1325 の実施状況を測る指標の設定—

これら一連の決議の中で注目されるのは、2009 年 10 月 5 日に採択された安全保障理事会決議第 1889 号（以下「決議 1889」）である<sup>(7)</sup>。安全保障理事会は決議 1889 の中で、事務総長に対して、平和構築における女性の参加及び受入れに関する報告書の提出を求め、また、決議 1325 の実施状況について共通の基準で測ることができる指標の設定を要請した。事務総長は決議 1889 を受け、2010 年 9 月 28 日に報告書「女性、平和及び安全保障」<sup>(8)</sup>を安全保障理事会へ提出した。

当該報告書の末尾に「総合的指標一式」(Comprehensive set of indicators)<sup>(9)</sup>が示されている。全体を「予防」、「参加」、「保護」、「救援と復興」の 4 つのパートに分け、それぞれに目標が掲げられ、それらの目標に紐づく 36 項目の指標が設定されている。また、指標は性質に応じて量的及び質的指標に振り分けられ、以下、課題と指標収集の主体、内容、状況に応じて付け加えられるべき説明、関連する決議のパラグラフの一覧が示されている。

例えば、「予防」の目標「紛争中、停戦中、和平交渉中及び紛争後における女性と女性の権利侵害を監視し、報告し、それらに対応するための機能的システムを整備すること」については、指標の性質として「質的（記述等の内容分析）」が設定されている。課題と収集の主体として「国連の平和維持活動や政治派遣団が安保理へ定期的報告の中で女性と少女への人権侵害に関する情報をどの程度取り入れているか。責任：国連政治局・平和維持局・UN Women<sup>(10)</sup>」、内容として「報告の提言に関する章の中の施策についての記述（提案された施策と実施された施策）」としている。また状況に応じて付け加えられるべき説明として「(a) 報告されている状況についての記述と報告が扱っている範囲についての記述、(b) 状況分析と提言の関連、(c) 過去の提言がどの程度実施されたか、(d) ジェンダー・アドバイザーの報告がどの程度、公式の報告に反映されたか」を挙げている。

2010 年 10 月時点で行動計画を策定していた加盟国は 37 개국であったが、決議 1889 の採択及び事務総長の報告による実施状況の測定指標の設定以降、2018 年 9 月までに 76 개국に倍増し、加えて、欧州連合 (EU)<sup>(11)</sup>、北大西洋条約機構 (NATO)<sup>(12)</sup>、アフリカ連合 (African Union)<sup>(13)</sup>等の国際機関においても、紛争の予防及び解決への女性の参加を促進する取組が行われている。

(7) 川真田嘉壽子「安全保障理事会決議 1325 の実施と国内行動計画」『国際女性』No.26, 2012.12, p.94. <[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/26/1/26\\_92/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/26/1/26_92/_pdf-char/ja)>

(8) “Women and peace and security: Report of the Secretary-General,” September 28, 2010. <<https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7b65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7d/WPS%20S%202010%20498.pdf>>

(9) *ibid.*, pp.33-48. 和訳は、三輪敦子「女性と平和・安全保障をめぐって—国連安全保障理事会決議 1325 号の意義と課題」『世界人権問題研究センター研究紀要』16 号, 2011.3, pp.43-51. 本稿での引用は同翻訳により、一部改めた。

(10) 2010 年 7 月 2 日の国連総会決議により、DAW (国連女性地位向上部)、INSTRAW (国連婦人調査訓練研究所)、OSAGI (国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM (国連女性開発基金) の 4 機関を統合して設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) の略称。認定 NPO 法人国連ウイメン日本協会ウェブサイト <<http://www.unwomen-nc.jp/unwomen>>

(11) “Comprehensive approach to the EU implementation of the United Nations Security Council Resolutions 1325 and 1820 on women, peace and security.” December 1, 2008. Seesac website <<http://www.seesac.org/f/img/File/Res/Gender-and-Security-Resources/EU-implementation-of-the-UNSC-resolutions-Women-639.pdf>>

(12) “NATO/EAPC Women, Peace and Security Policy and Action Plan 2018.” <[https://www.nato.int/nato\\_static\\_fl2014/assets/pdf/pdf\\_2018\\_09/180920-WPS-Action-Plan-2018.pdf](https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_2018_09/180920-WPS-Action-Plan-2018.pdf)>

(13) “African Union Gender Policy.” United Nation website <[http://www.un.org/en/africa/osaa/pdf/au/gender\\_policy\\_2009.pdf](http://www.un.org/en/africa/osaa/pdf/au/gender_policy_2009.pdf)>

## II 2017年法の制定

### 1 法制化の経緯

#### (1) 2011年国家行動計画の策定

アメリカでは決議1325を受けて、2011年12月にオバマ（Barack Obama）大統領が、女性、平和、及び安全保障に関する国家行動計画を規定する行政命令第13595号<sup>(14)</sup>を発令し、国家行動計画<sup>(15)</sup>が公表された。

行政命令の第2条で、国家行動計画はおおむね次の5つの分野について策定することを定めていた。

##### ① 国家的統合と制度化

省庁間の調整、政策開発、専門的な研修や教育、評価を通じて、合衆国政府は、紛争により影響を受ける環境下での外交、開発、防衛関係の業務について、ジェンダーに対応したアプローチを制度化する。

##### ② 平和プロセスや意思決定への参加

合衆国政府は、平和プロセス、紛争予防、平和構築等における女性の権利、効果的なリーダーシップ、本質的な参加を推進し、強化することにより、包括的で、持続可能な平和への見通しを改善する。

##### ③ 暴力からの保護

合衆国政府は、危害、搾取、差別、虐待を防ぎ、これらから女性や子供を守る取組を強化する。

##### ④ 紛争予防

合衆国政府は、紛争予防における女性の役割を強化し、ジェンダー視点の統合を通じて紛争への早期警戒・対応システムを改善し、安定的な社会や継続的な平和の基盤を作るため、女性や女児の健康、教育、経済機会へ投資する。

##### ⑤ 支援と復興へのアクセス

合衆国政府は、紛争による災害や危機における女性と子供の特別なニーズについて、人道支援に安全、公正にアクセスできるようにすることを含めて、対応する。

#### (2) 国家行動計画の改訂

国家行動計画は、2016年6月に改訂された<sup>(16)</sup>。2016年の国家行動計画は、国家政策、平和及び安全保障における女性の活動の事例、国家行動計画の策定及び更新、国家目標及び行動の枠組み、調整・実施・監視・報告、参加・協力、行動の要請、の7章から構成され、次の5つの原則に基づいていた<sup>(17)</sup>。

(14) “Executive Order 13595 of December 19, 2011: Instituting a National Action Plan On Women, Peace, And Security,” *Federal Register*, Vol.76 No.247, December 23, 2011, pp.80205-80207. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-12-23/pdf/2011-33089.pdf>>

(15) “United States National Action Plan on Women, Peace, and Security,” December 2011. White House President Barack Obama website <[https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/email-files/US\\_National\\_Action\\_Plan\\_on\\_Women\\_Peace\\_and\\_Security.pdf](https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/email-files/US_National_Action_Plan_on_Women_Peace_and_Security.pdf)>

(16) “The United States National Action Plan on Women, Peace, and Security,” June 2016. USAID website <<https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1868/National%20Action%20Plan%20on%20Women%2C%20Peace%2C%20and%20Security.pdf>>

(17) *ibid.*, pp.2-3.

- ① 平和や安定の役割を担う女性の関与や保護は、安全保障の推進、紛争の予防、対応、解決、暴力的過激主義との戦い、社会の再構築のための、合衆国の取組の中心にある。
- ② 合衆国の「国家安全保障戦略」や「4年ごとの外交及び開発政策見直し」に記載された、ジェンダーの統合の目標の上に更に国家行動計画を打ち建てることにより、女性、平和及び安全保障に関する合衆国の取組は、ジェンダーの平等や女性のエンパワーメントの推進、人権の尊重、危機や紛争下での弱者のニーズを明確にする等の既存のイニシアティブを補完し向上させる。
- ③ 政策を実施するに当たり、合衆国は包摂の原則に従う。あらゆる社会的特性を持つ、幅広い関係者の見解や意義ある参加を求める。
- ④ この計画の効果を最大化するために、合衆国は女性、平和及び安全保障を支援する活動について、政府のすべての省庁の支援活動を調整し、関連する外交政策イニシアティブと統合し、国際的なパートナーの関与を向上させることを確実にするものとする。
- ⑤ 合衆国政府の省庁は、この計画の政策等の実施に説明責任を持つ。

「国家目標及び行動の枠組み」としては、17項目の成果目標、それらを達成するための具体的な行動及び所管省庁が示された<sup>(18)</sup>。

### (3) 2017年法の制定

これらの取組を立法化する法案は、112議会（2011-12年）<sup>(19)</sup>から毎議会期、両院に提出されてきた。114議会（2015-16年）の2016年11月には、2016年女性、平和及び安全保障法案（H.R.5332）が下院のみ通過した。115議会（2017-18年）に提出された法案（S.1141）は、合衆国として、暴力的な紛争の防止、仲裁又は解決のために、仲介や交渉過程に女性の意義ある参加を促進することを確実に実施させることを目的とする<sup>(20)</sup>もので、2017年法として、2017年10月6日に成立した。

## 2 2017年法の概要

全9条からなる同法の概要は、次のとおりである。

### (1) 認定（第2条）

世界中で、紛争予防や解決、紛争後の平和構築において、女性が過少代表にとどまっていることや、その一方で、女性がこれまでこれらの分野で顕著な成功を収めてきたこと等を、連邦議会として認定した。

### (2) 連邦議会の意思（第3条）

紛争予防や解決への女性の意義ある参加は、より包括的で、民主的な社会の促進に役立ち、国や地域の長期的な安定に決定的に重要であること、また、合衆国が紛争予防等の取組において、女性の意義ある参加を促進する世界的なリーダーでなければならないことは、連邦議会の意思であるとした。

(18) *ibid.*, pp.18-30.

(19) *Woman, Peace, and Security Act of 2012* (S.3477). <<https://www.congress.gov/bill/112th-congress/senate-bill/3477>>

(20) *Women, Peace, and Security Act of 2017, Senate Report*, 115-93, June 8, 2017, p.1. <<https://www.congress.gov/115/crpt/srpt93/CRPT-115srpt93.pdf>>

**(3) 政策の表明 (第4条)**

具体的に列挙された各種の外交的努力やプログラムにより強化される海外における紛争の予防、管理や解決、紛争後の支援及び復興の取組のあらゆる側面への女性の意義ある参加を促進することが、合衆国の政策であるとした。

**(4) 戦略 (第5条)**

この法律が制定されてから1年以内に、またその4年後に、大統領は、第4条で表明された政策目的をどのように実現してゆくのかを記述した、「女性、平和及び安全保障戦略」を策定し、連邦議会に提出しなければならないとし、この戦略に盛り込む内容が詳細に規定された。

また、大統領が、平和構築等に関わる女性に対して、技術的支援や研修等を実施すべきことや、必要に応じてジェンダー分析<sup>(21)</sup>を適用すること等が、連邦議会の意思として表明された。

**(5) 研修 (第6条)**

国務長官、合衆国国際開発庁長官及び国防長官が、紛争予防及び平和構築への女性の参加に関する研修を関係する要員に確実に受けさせなければならないことと、研修の分野が規定された。

**(6) 協議及び協力 (第7条)**

国務長官と合衆国国際開発庁長官が、安全保障及び平和構築の分野への女性の参加について、海外にいる合衆国の要員が適切な関係者と協議するようガイドラインを策定するか、あるいは、他の手段を講じることができるとした。

また、国際的な平和維持活動において、女性の意義ある参加を促進するために、国務長官は、国際組織や国、地方の組織と協力しなければならないとした。

**(7) 連邦議会への報告 (第8条)**

第5条に規定する戦略の提出後2年以内に、大統領は、同戦略の実施の概要等に関する報告書を連邦議会に提出しなければならないとした。

**おわりに**

1989年から2011年にかけて行われた和平交渉において、女性が参加した場合に、和平合意が2年持続する確率が20%増加し、更に15年持続する確率が35%増加するという分析結果がある<sup>(22)</sup>。一方、1992年から2011年にかけて行われた和平交渉において、女性が交渉責任者であった割合は2%、交渉者であった割合は9%にすぎない<sup>(23)</sup>。

こうした状況を改善するため、アメリカの果たす役割は大きい。2017年法が成立したことにより、これまでの行政命令を根拠とする取組よりは、政権が交代したとしても政策変更がされにくくなることが予想される。また、大統領や政府の戦略策定等が法定されたことから、女性の参加が実質的に促進され、世界の安全保障の推進に貢献することも期待されている。

(21) ジェンダー分析とは、社会・経済分析の一種で、家庭、コミュニティー、国において、男女間に存在する格差を明確にし、理解し、説明するために用いられる社会科学の手法である。USAID, "What is Gender Analysis?" *ADS Chapter 205: Integrating Gender Equality and Female Empowerment in USAID's Program Cycle*, 2017.4.27, p.10. <<https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1870/205.pdf>>

(22) Marie O'Reilly et al., *Reimagining Peacemaking: Women's Roles in Peace Processes*, New York: International Peace Institute, 2015, p.12. <<https://www.ipinst.org/wp-content/uploads/2015/06/IPI-E-pub-Reimagining-Peacemaking.pdf>>

(23) *ibid.*, p.2.

一方、2017年5月に連邦議会へ提出した予算において、トランプ（Donald Trump）政権が女性、平和及び安全保障に係る予算を半額以下に削減<sup>(24)</sup>したことから、法の実効性を確保するための適正な予算措置を課題として指摘する報道<sup>(25)</sup>もなされている。

（ひろせ じゅんこ・はらだ ひさよし）

---

(24) Congressional Budget Justification, FOREIGN ASSISTANCE, SUMMARY TABLES, Fiscal Year 2017, p.58. <<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/252735.pdf>>; Congressional Budget Justification, FOREIGN ASSISTANCE, SUMMARY TABLES, Fiscal Year 2018, p.135. <<https://www.state.gov/documents/organization/271014.pdf>>

(25) Allison Peters, “Women, peace and security: Trump can make feminist history by signing this bill,” *USA Today*, October 3, 2017. <<https://www.usatoday.com/story/opinion/2017/10/03/women-vital-peace-security-and-stability-allison-peters-column/723706001/>>



# 2017年女性、平和及び安全保障法

## Women, Peace, and Security Act of 2017

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子訳

### 【目次】

- 第1条 略称
- 第2条 認定
- 第3条 連邦議会の意味
- 第4条 政策の表明
- 第5条 紛争予防及び平和構築への女性の参加を促進する合衆国の戦略
- 第6条 紛争予防及び平和構築における女性の参加に関する研修の要件
- 第7条 協議及び協力
- 第8条 連邦議会への報告
- 第9条 定義

### 第1条 略称

この法律は、「2017年女性、平和及び安全保障法」として引用することができる。

### 第2条 認定

連邦議会は、次の各項目を認定する。

- (1) 世界中で、紛争予防、紛争解決及び紛争後の平和構築において、女性は過少代表となっている。
- (2) 紛争が影響する地域において女性は、次の分野において、顕著な成功を収めてきた。
  - (A) 暴力的過激主義の緩和
  - (B) テロリズム対策
  - (C) 非暴力的な仲介や交渉による紛争解決
  - (D) 治安サービス、平和維持の取組、機関及び意思決定プロセスの実効性促進による、社会の安定化
- (3) 研究によれば、平和交渉は、女性が平和プロセスに参加すると、より成功しやすく、より持続性のある平和協定を生む結果を生じやすくなること、指摘されている。

### 第3条 連邦議会の意味

次に掲げる各号は、連邦議会の意味である。

- (1) 紛争予防及び紛争解決プロセスへの女性の意義ある参加は、より包括的でかつ民主的な社会の促進を助け、国や地域の長期的な安定に決定的に重要である。
- (2) 女性の政治参加及びリーダーシップは、壊れやすい環境、とりわけ、民主化への移行期間においては、永続的な民主的機関の維持に、決定的に重要である。
- (3) 合衆国は、紛争の予防、管理及び解決並びに紛争後の支援及び復興の取組において、女性の意義ある参加を促進する、世界的なリーダーでなければならない。

## 第4条 政策の表明

次に掲げる外交努力やプログラムによって強化される、海外における紛争の予防、管理及び解決並びに紛争後の支援及び復興の取組のあらゆる局面において女性の意義ある参加を促進することは、合衆国の政策である。

- (1) 紛争予防活動や戦略に、関係する女性の視点や利害を統合すること。
- (2) パートナー国の政府が、平和及び安全保障のプロセス並びに意思決定機関への女性の意義ある参加を改善する計画を採用するよう奨励すること。
- (3) 女性及び女児の、身体の安全、経済安全保障及び尊厳の向上を促進すること。
- (4) 援助の分配メカニズム及びサービスに対する女性の平等なアクセスを支援すること。
- (5) 紛争及び暴力の早期警戒システムを開発し及び向上させる目的で、ジェンダーに関するデータを収集し、かつ分析すること。
- (6) ジェンダーの平等及び女性のエンパワーメントにおける成果を改善するために、政策及びプログラムを調整すること。
- (7) 第5条に基づき策定される各戦略に関連する取組及び当該取組の影響を監視し、分析し及び評価すること。

## 第5条 紛争予防及び平和構築への女性の参加を促進する合衆国の戦略

### (a) 要件

本法制定日から1年以内に、及びその4年後に再び、大統領は、関係する連邦政府の省庁の長と協議の上、合衆国がどのようにして第4条の政策目的を達成するのかについて、詳細に記述した単一の全政府的な戦略を、「女性、平和及び安全保障戦略」として、連邦議会の関係する委員会に提出し、一般公開しなければならない。この戦略は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 平和及び安全保障プロセス、紛争予防、平和構築、移行プロセス及び意思決定機関への女性の意義ある参加を改善するために、他国が策定した計画を、支援し及び連携するものとする。
- (2) 戦略の下で実行される全ての政策及びイニシアティブの説明責任及び実効性を確保するための、特定出来、かつ測定可能な目標、指標、成果基準、進行計画並びに監視及び評価計画を含むものとする。

### (b) 省庁のための特定の計画

a項に定める各戦略には、連邦政府の関係する各省庁が策定し、次の各号に掲げる内容を記載する特定の実施計画を含めなければならない。

- (1) 当該省又は庁の予想される貢献、戦略を実施するための技術的、財政的、及び現物での貢献を含むもの
- (2) 戦略に従って実施される政策及びイニシアティブを、確実に最大限の効果及び長期的な安定性を達成するよう策定するための、当該省又は庁の取組

### (c) 連携

大統領は、国際的なパートナーと、必要に応じて多国間組織、関係者及びその他の関係する国際的組織を含め、連携しかつ協議して、特に合衆国政府の直接の関与が適切ではない、又は推奨されない場合において、紛争予防における女性の意義ある参加を、促進しなければならない。

## (d) 連邦議会の意思

a 項に基づき提出される各戦略の実施において、大統領は次に掲げることを行わなければならないことは、連邦議会の意思である。

- (1) 女性の交渉者、仲裁者、平和構築者及び関係者に対して、技術的支援、研修及び後方支援を提供すること。
- (2) 女性の意義ある参加に対する安全保障に関連する障壁を明らかにすること。
- (3) 合衆国政府によって資金提供された既存のプログラムであって、法律の執行、法の支配、又は専門的な軍事教育について外国人に対して研修を行うものに、女性のより多くの参加を奨励すること。
- (4) 適切な地方組織、特に女性の平和構築組織を支援すること。
- (5) 女性の意義ある参加を支援するパートナーとしての男性及び男児の研修、教育及び動員を支援すること。
- (6) 女性及び女兒の経験及び観点を包摂する、移行期における正義及び説明責任メカニズムの構築を奨励すること。
- (7) ジェンダー分析を、必要に応じて、プログラムの設計及び対象選択を改善するために、拡大し及び適用すること。
- (8) 平和交渉、移行期における正義及び説明責任、暴力的過激主義に対抗する取組、又は治安部門の改革を支援する新たなイニシアティブに関しては、女性の観点を含み評価を実施すること。

**第6条 紛争予防及び平和構築における女性の参加に関する研修の要件**

## (a) 外交官

国務長官は、合衆国国際開発庁長官と連携して、暴力紛争のリスクがあるか、ただ中にあるか、又は脱しつつある国又は地域に対して責任のある、又は配置される全ての該当する要員（特使、仲介担当者又は交渉チーム、公務員又は外交官の関係する担当者、及び契約者を含む者）が、必要に応じて、女性に焦点を当て、女性の意義ある参加を確実にすることを含む次の分野の研修を受けられるように確実にしなければならない。

- (1) 紛争予防、仲裁及び解決
- (2) 暴力、搾取及び人身売買から文民を守ること。
- (3) 国際人権法及び国際人道法

## (b) 国防省

国防長官は、関係する要員が、必要に応じて次の分野の研修を受けられるように確実にしなければならない。

- (1) 紛争予防、平和プロセス、仲裁、解決及び安全保障イニシアティブで、女性の意義ある参加の重要性に特に取り組むもの
- (2) ジェンダーへの配慮及び女性の意義ある参加であって、次に関する研修を含むもの
  - (A) 国際人権法及び国際人道法で、関係するもの
  - (B) 暴力、搾取及び人身売買から文民を守ること。
- (3) 女性の意義ある参加を確実にするために有効な戦略及び最善の実践

**第7条 協議及び協力**

## (a) 総則

国務長官及び合衆国国際開発庁長官は、国務省又は合衆国国際開発庁の海外にいる合衆国の要員が、事情に応じて、適切な関係者で、地域の女性、若者、少数民族及び宗教的少数者並びにその他特に政治的な過少代表又は軽んじられた人々等と、次に掲げる各号に関する合衆国の取組について、協議することを確実に実施するため、ガイドラインの策定又は他の手段を講じることができる。

(1) 暴力的紛争の予防、仲裁又は解決

(2) 女性の意義ある参加を確実にすることにより、仲介及び協議のプロセスが成功する可能性を高めること。

(b) 協力及び連携

国務長官は、国際的な平和維持活動において、女性の意義ある参加を増やすために、国際的組織、地域的組織、国及び地方の組織と協力しなければならない。また、国際平和協力要員に対して、紛争予防及び平和構築における効果的な身体的安全及び女性の意義ある参加を確保するために必要な実質的な知識及び技術を提供する研修を促進しなければならない。

## 第8条 連邦議会への報告

(a) 口頭報告

第5条に基づき提出を求められた戦略の最初の提出日から1年以内に、国務長官は、合衆国国際開発庁長官及び国防長官と共同で、第6条に基づき実施された、既存の研修、改善された研修又は新たに設けられた研修について、連邦議会の適切な委員会において、口頭で報告しなければならない。

(b) 女性、平和及び安全保障戦略に関する報告

第5条に基づき提出が求められた各戦略の提出日から2年以内に、大統領は、連邦議会の適切な委員会に、次に掲げる内容の報告書を提出しなければならない。

(1) 当該戦略の実施、女性の意義ある参加を促進する合衆国の外交努力並びに外国援助プログラム、プロジェクト及び活動の影響についての要約及び評価

(2) 当該戦略の実施に関する、関係する連邦政府の省庁の間での連携の実態及び範囲の説明

(3) 第4条に規定された政策目的に基づいて達成された進捗を評価するための監視及び評価の手段、メカニズム及び共通の指標の概略

(4) 第6条に基づき実施された、既存の研修、改善された研修又は新たに設けられた研修に関する説明

## 第9条 定義

本法において、

(1) 連邦議会の適切な委員会

「連邦議会の適切な委員会」とは、次の委員会をいう。

(A) 上院の外交委員会、軍事委員会及び歳出委員会

(B) 下院の外交委員会、軍事委員会及び歳出委員会

(2) 連邦政府の関係する省庁

「連邦政府の関係する省庁」とは、次の省庁をいう。

(A) 合衆国国際開発庁

(B) 国務省

(C) 国防省

(D) 国土安全保障省

(E) この法律の目的のために大統領が特に定めるその他の省又は庁

(3) 関係者

「関係者」とは、非政府及び民間の組織であって、紛争予防及び安定化、平和構築、保護、安全保障、移行イニシアティブ、人道対応又は関連する取組に関与しているもの又は影響を受けるものをいう。

(ひろせ じゅんこ)

